



Japan International Welding Show 2018

2018国際ウエルディングショー

出展申込締切日 平成29年9月22日(金)

早期出展申込締切日 平成29年6月16日(金)

申込日 年 月 日

出 展 申 込 書

2018国際ウエルディングショー事務局 行

当社は、展示会出展申込みを致します。同時に、本申込書裏面に記載された展示会出展規約を遵守することに同意します。事務局はこの申込書を受理次第、請求書を発行いたします。

必ず控えをとって
御送付ください。

●出展申込者

会 社 名	フリガナ				
	和 文				
	英 文				
会社住所	フリガナ	TEL	()		
	〒	FAX	()		
		URL			
		E-mail			
出 展 責 任 者	所属部署・役職名	氏 名	フリガナ		
担 当 部 署	所 在 地	〒			
	T E L	F A X	E-mail		
	担 当 部 署 所 在 地	部	課	氏 名	
				フリガナ	
請 求 書 送 付 先	〒	TEL	()		
	所属部署・役職名	氏 名	FAX	()	

(2社以上の共同出展は代表会社を記入の上、共同出展社の社名を別途添付お願いします。)

●申込小間数および出展料金

〈基礎小間料金〉

通常 料金	一 般	(1小間:3m×3m=9m ²) ¥320,000× 小間=¥ (税別)	出展料総額	申込金(出展料の50%・税別) ¥
	日溶協会員	(1小間:3m×3m=9m ²) ¥290,000× 小間=¥ (税別)	出展料総額	申込金(出展料の50%・税別) ¥

●早割特典 平成29年6月16日(金)まで ➡ 早期申込割引

早割 料金	一 般	(1小間:3m×3m=9m ²) ¥300,000× 小間=¥ (税別)	出展料総額	申込金(出展料の50%・税別) ¥
	日溶協会員	(1小間:3m×3m=9m ²) ¥270,000× 小間=¥ (税別)	出展料総額	申込金(出展料の50%・税別) ¥

※早割料金は、平成29年6月16日(金)までに出展の申込をいただき、かつ申込金(出展料の50%)入金の確認が取れた出展社様に限り適用いたします。

〈ミニ小間料金〉

通常 料金	一 般	(1小間:3.92m ²) ¥120,000	出展料総額 ¥120,000 (税別)	申込金(出展料の50%・税別) ¥
	日溶協会員			

●希望小間タイプ

(A)並列小間 (3小間まで)	☐	小間	(B)ブロック小間 (4小間以上)	☐	小間	(C)ブロック小間(独立) (8小間以上)	☐	小間
--------------------	--------------------------	----	----------------------	--------------------------	----	--------------------------	--------------------------	----

●展示場所(希望のゾーンに☑印をつけてください。)

☐ 一般エリア	☐ レーザ加工	☐ スマートプロセス	☐ 鉄骨加工	☐ 非破壊検査	☐ コーティング
--------------------------------	--------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	---------------------------------

●必要とする設備

電力の使用(実演・照明用)	水道の使用(実演用)	高圧ガスの使用(実演用)
要 ・ 不要	要 ・ 不要	要 ・ 不要

●出展予定品目

●備考

2018国際ウエルディングショー 出展規約

■(1)事務局

ここで述べる事務局とは、本イベントの開催、運営、管理のために主催者により設置された組織をさします。

■(2)出展の申し込みおよび本規約の効力の発生

出展の申し込みは、指定の申込書に記入、署名捺印し、事務局に提出することにより受理されます。その時点で、出展社および出展申込者は本出展規約に同意したものとみなされ、本規約の効力が発生し、出展社および出展申込者は本規約を遵守する義務が発生します。

また、事務局は本イベントへの出展が適当でないと判断した場合、出展申込者の受理を拒否することができます。

■(3)出展料金に含まれるもの、含まれないもの

▼以下のものが出展料金に含まれる。

- *基準時間内の会場使用料金・会場照明・会場空調費
- *共用施設の工事費および維持費
- *広報宣伝費(主催者による告知広告、ポスター、案内状、E-mailによるキャンペーン、Webサイトの運営/一部有料あり)
- *来場者プロモーションに関わる費用(会場案内等の制作費)
- *事務局企画運営・安全管理・整備費用

▼以下のものは出展料金に含まれません。

- *搬出入費、関税手続きおよび運営費
- *自社装飾
- *電気料
- *一次、二次電気工事費
- *使用高圧ガス
- *床工事
- *レッカー車、フォークリフト使用
- *臨時電話・ADSLなどのインターネット通信回線やWiFi無線の架設費と通信料金
- *基準時間外の会場費用
- *給排水・エア、ガス配管、アース・アンテナ等の工事費と使用料
- *自社展示ブース内のゴミ処分に関わる費用
- *その他、通常出展料に含まれない費用とみなされるもの

■(4)出展料の支払い

申込受付後に事務局より請求書を郵送いたします。出展小間料金の50%を申込金として払込んでください。残額は平成29年9月22日(金)までに全額払込みください。

■(5)解約(一部解約も含む)

出展社またはその代理人が、出展申し込みの解約(一部解約も含む)をする場合、平成29年9月22日までは、解約分の半額を解約料金として申し受けます。また平成29年9月23日以降は全額を申し受けます。ただし、天変地異等のやむを得ない理由で本イベントを開催することができない場合は、事務局はすでに受理した出展の申し込みを解約することができます。すでに支払われた出展料金は、必要経費を差し引いた後、なお余剰金があった場合、これを申込み全額に按分して出展社に返却いたします。

■(6)展示スペース、現状回復

出展社またはその代理人は、事務局の承認なく、展示スペースの全部または一部を、他社あるいは個人に転貸、売買、譲渡することはできません。また、使用期間終了後は自らの費用で展示ブースを現状回復しなければなりません。

■(7)イベントの運営

事務局はイベントの業務を円滑に遂行するため、装飾施工等各種規則の制定、修正、追加を行うことができます。出展社またはその代理人が「出展規約」、「出展要項」上での規定に違反した場合、事務局は即時改修他しかるべき措置を求めることができ、指示に従わない場合その出展社の出展中止の措置をとることができます。その場合、その展示スペースは事務局が処分することができ、これに要する費用は出展社またはその代理人に請求する。出展料金の扱いについては、出展規約(5)の「解約」に準拠致します。事務局は準備から撤去までの全期間を通じ、運営会社と契約して会場

の整理を行います。各社展示ブース内の警備は行いません。

■(8)出展中止の措置

他の出展社に著しく迷惑もしくは妨害している、あるいはその虞がある、または出展内容が本イベントに適切でないと事務局が判断した場合、事務局はその出展社に対し、出展の中止の措置を執ることができます。この場合、出展料金の取り扱いについては本規約(5)の「解約」に準拠します。出展社が平成30年4月24日(火)までに割り当て小間を使用しないときは小間の権利を失い、この場合、払込みの料金は返還しません。

■(9)模倣品・偽造品の展示等の禁止

知的財産権を侵害する模倣品・偽造品の展示、配布、販売することはできません。出展物が模倣品・偽造品に該当することが判明した場合、事務局はその裁量にてその当該出展物の撤去等の措置を行います。出展社は、その措置に異議を述べることはできません。また出展社は該当するか否かに関する事務局の調査に協力するものとし、出展物の知的財産権に関する紛争は関係する出展社間の責任において解決するものとし、主催者および事務局は何らの責任は負いません。

■(10)展示物の管理および免責

展示物の管理は、各出展社の責任において行ってください。主催者および事務局は、その損害、盗難、紛失、破損等については、一切責任を負いません。

■(11)保険

会場への展示物等の搬入から撤去までに必要と思われる損害保険には、各出展社で加入してください。また、会期中、展示ブース内の警備、保険に関しても加入してください。主催者および事務局は、一切責任を負いません。

■(12)補償

出展社またはその代理人が、他社展示ブース、事務局の運営設備、会場設備、または人身等に損害を与えた場合は、その補償は出展社の責任になります。主催者および事務局は、一切責任を負いません。

■(13)展示物の搬入・搬出と撤去

会場への展示物等の搬入期間および会場の設営工事期間などの詳細につきましては、別途開催規定にてご案内致します。会期中は事務局の承認なしに、展示物を搬入、搬出、撤去および移動することはできません。展示物や展示ブース内の保守および清掃は、各出展社の責任において実施してください。事務局で定めた日時までに撤去されない展示物等は、事務局が撤去致します。処理費用は会期終了後、事務局が出展社へ実費請求しますので、出展社は請求書受領後直ちにお支払いください。

■(14)展示ブースでの販売

展示ブース内での販売を行う場合は、事前に事務局への申請が必要となります。事務局の承認なしにこれを行った場合、本規約(7)「イベントの運営」に基づき、事務局は販売および出展中止の措置を執ることができます。

■(15)出展規約の承認、管轄裁判所

出展社またはその代理人は、出展申し込みを完了した時点で本「出展規約」、「出展要項」および事務局が制定するその他諸規則を承認したものとみなします。万が一、事務局と出展社、来場者、関係者との間で解決されない事態が発生した場合は、日本法に準拠し、東京地方裁判所を第1審の管轄裁判所とします。すべての規程の解釈に当たっては日本語法規程および日本の法規に従うものとします。